

第11回定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時	平成28年5月26日（木曜日）午前10時 （受付開始は午前9時を予定しております。）
場所	東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目次

招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	3
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43
株主総会参考書類	46
第1号議案 剰余金の処分の件	46
第2号議案 取締役14名選任の件	47
第3号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	54

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りして
おりました試供品はとりやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社
セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 村田紀敏

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年5月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のご案内」（59頁）をご参照のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項**第1号議案** 剰余金の処分の件**第2号議案** 取締役14名選任の件**第3号議案** 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件**4. 招集にあたっての決定事項**

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表および個別注記表も含まれております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/st.html>）に掲載させていただきます。
 - ・本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりました試供品はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

添 付 書 類

事 業 報 告 (平成27年 3月 1日から 平成28年 2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における小売業を取り巻く経済環境は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな回復基調で推移したものの、世界経済の下振れリスクなど不透明感が継続いたしました。個人消費におきましては、お客様の選別の目は一層厳しくなるとともに、成熟社会における生活の質の向上を重視する消費傾向はより顕著になってきております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「質を重視した経営」の方針のもと、過去のチェーンストア理論から脱却した店舗主体の運営を推進するとともに、お客様の心理変化を捉えた付加価値の高い商品や地域の嗜好に合わせた商品の開発および品揃え、接客力の向上に取り組んでまいりました。グループ共通のプライベートブランド商品である「セブンプレミアム」やグループ各社のオリジナル商品につきましては、新商品の開発を推進するとともに既存商品のリニューアルを計画的に実施することで、品質の向上と新しい価値の提案を図りました。なお、当連結会計年度における「セブンプレミアム」の売上は1兆10億円（前年度比22.8%増）となり、年間計画1兆円を上回りました。

また、当社グループは「成長の第2ステージ」に向けたグループ横断的な取り組みとしてオムニチャンネル戦略を推進しております。コンビニエンスストア、総合スーパー、食品スーパーマーケット、百貨店、専門店、レストランなど様々な業態に亘る国内約20,000店の店舗網とネットを融合した新しい小売環境の創出を目指し、当連結会計年度におきましては平成27年11月に、「あらゆるお店が、あなたの近くに。」をコンセプトとしたグループ統合ポータルサイト「omni7（オムニセブン）」をグランドオープンいたしました。当該サイトで購入した商品のセブン・イレブン店頭受取率が伸長するなど、お客様の購買行動に変化が見られ始めております。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は主に原油安に伴うガソリン価格の下落により、北米コンビニエンスストア事業でのガソリン売上が3,358億円減少したものの、6兆457億4千万円（前年度比0.1%増）と前年度を上回りました。

営業利益は主にコンビニエンスストア事業の好調な業績がスーパーストア事業等の苦戦を補い3,523億2千万円（同2.6%増）、経常利益は3,501億6千5百万円（同2.5%増）とそれぞれ過去最高の数値を達成いたしました。当期純利益は特別損失の増加等により1,609億3千万円（同7.0%減）となりました。

なお、当連結会計年度における海外子会社連結時の為替レート変動に伴う影響により、営業収益を2,490億円、営業利益を82億円押し上げております。また、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、10兆7,030億6千4百万円（同4.6%増）となりました。

（事業部門別の営業概況）

当連結会計年度における事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

① コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は2兆6,758億9千万円（前年度比1.9%減）、営業利益は3,041億1千万円（同9.9%増）となりました。

株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、平成27年3月に高知県、6月に青森県、10月には鳥取県へ出店地域を拡大するなど1,651店舗の積極的な出店を推進した結果、当連結会計年度末時点の店舗数は46都道府県で18,572店舗（前年度末比1,081店舗増）となりました。商品面では、おにぎりやサンドイッチ等の基本的な商品の更なる品質向上を推進するとともに、地域のお客様の嗜好に合わせた商品開発を強化いたしました。平成26年10月より導入を開始した「SEVEN CAFÉ Donut（セブнкаフェ ドーナツ）」は平成27年9月までに全国展開を完了し、平成28年1月には更なる品質の向上を図るため、全面刷新を行いました。また、「omni7」のオープンに合わせて、店舗留め置き商品の管理や引き渡し業務を効率的に実施するため、各店の店内体制強化を進めました。

これらの結果、既存店売上伸び率は平成24年8月以来43ヶ月連続でプラスとなりました。また、自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は4兆2,910億6千7百万円（前年度比7.1%増）となりました。

北米の7-Eleven, Inc.は、平成27年12月末時点で8,500店舗（前年末比203店舗増）を展開しております。店舗面におきましては、都市部への出店を推進するとともに、同年8月には、既存出店エリアでのドミナントを強化すべくTedeschi Food Shops, Inc.の181店舗を取得いたしました。販売面におきましては、フレッシュフードやプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に引き続き注力した結果、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上伸び率は前年度を大きく上回って推移いたしました。自営店と加盟店の売上を合計したチェーン全店売上は、原油安に伴うガソリン小売価格の下落等によるガソリン売上の減少がありながらも、商品売上が好調に推移し2兆9,504億2千2百万円（前年度比4.1%増）となりました。

中国におきましては、平成27年12月末時点で北京市に187店舗、天津市に70店舗、四川省成都市に60店舗を運営しております。

② スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は2兆605億1千6百万円（前年度比2.4%増）、営業利益は72億3千4百万円（同62.6%減）となりました。

国内の総合スーパーである株式会社イトーヨーカ堂は、当連結会計年度末時点で182店舗（前年度末比1店舗増）を運営しております。平成27年5月には本部主導のチェーンストア理論から脱却し、店舗が主体となり個店・地域特性に合わせた品揃えを推進するための組織変更を実施したことに加え、同年10月に発表した店舗閉鎖や人員配置の適正化を含めた事業構造改革の実行に向けた取り組みを進めました。店舗面におきましては、グループ内外の有力テナントの誘致や、デリカテッセンの強化および生鮮食品の対面販売推進を目的とした売場改装を進めました。特に地方店におきましては、資本・業務提携先との連携を強化し、食品分野を中心に地域の嗜好に合わせた品揃えを拡大いたしました。販売面におきましては、「セブンプレミアム」や衣料品の新たなプライベートブランド商品「SEPT PREMIÈRES（セツプルミエ）」等のグループ力を活かした差別化商品の開発および販売に注力いたしました。また、「omni7」のオープンに伴い、ネットで商品を確認したお客様がご来店してお買い求めいただく「WEBルーミング」効果が見受けられました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、3月における前連結会計年度の消費税増税前の駆け込み需要の反動を4月以降の伸長が補い前年度を上回りました。しかしながら、衣料品を中心に在庫削減を推進したことなどにより、収益性が悪化いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に205店舗（前年度末比5店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏を中心に76店舗を運営しております。株式会社ヨークベニマルは「生活提案型食品スーパー」を目指し、生鮮食品の販売を強化するとともに、子会社の株式会社ライフフーズによる即食・簡便のニーズに対応した惣菜の品揃えを拡大いたしました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上伸び率は前年度を上回りました。

ベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で103店舗（前年度末比4店舗増）を運営しております。

中国におきましては、平成27年12月末時点で四川省成都市に総合スーパー6店舗、北京市に総合スーパー5店舗をそれぞれ展開しております。

③ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は8,847億1千6百万円（前年度比1.1%増）、営業利益は38億3千2百万円（同45.7%減）となりました。

株式会社そごう・西武は、当連結会計年度末時点で23店舗（前年度末比1店舗減）を運営しております。店舗面におきましては、平成27年8月に同社の情報発信基地として高感度なライフスタイルを提案すべく、西武渋谷店を8年ぶりに改装いたしました。販売面におきましては、「リミテッドエディション」を中心とした自主企画商品および自主編集売場の取り組みを強化し、同年3月には地域色を活かした新プライベートブランド「リミテッドエディション エリアモード」を投入いたしました。また、同年11月には「omni7」グランドオープンに合わせ、日本で初めて正規輸入品のみを取り扱うラグジュアリーブランド専用サイト「e.CASTEL（イー キャステル）」を開設いたしました。加えて、百貨店ならではの質の高い接客と、ファッションアドバイザーなどの専門販売員によるトータルアドバイス機能の強化を図りました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上伸び率は、前連結会計年度での消費税増税前の駆け込み需要の反動がありながらも、前年度を上回りました。

なお、平成28年2月末日をもって西武春日部店を閉店いたしました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、当連結会計年度末時点で102店舗（前年度末比8店舗増）を運営しております。

④ フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は838億3千9百万円（前年度比3.5%増）、営業利益は前連結会計年度と比べ8億7千2百万円増の9億1千7百万円となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズは、レストラン事業部門が当連結会計年度末時点で469店舗（前年度末比5店舗減）を運営しております。当連結会計年度におけるレストラン事業部門の既存店売上伸び率は、付加価値の高いメニューの販売強化や接客力の向上等が奏功したことにより前年度を上回りました。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業における営業収益は1,924億8千7百万円（前年度比8.0%増）、営業利益は496億9千7百万円（同5.3%増）となりました。

株式会社セブン銀行における当連結会計年度末時点のATM設置台数は、主に株式会社セブン・イレブン・ジャパンの積極的な出店に伴い前年度末比1,449台増の22,388台まで拡大いたしました。その結果、ATMに装填される現金を含め、株式会社セブン銀行における現金及び預金は6,769億円となりました。当連結会計年度中のATM1日1台当たり平均利用件数は、一部提携銀行の顧客手数料有料化の影響等により99.2件（前年度比2.0件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に伴い期間総利用件数は前年度を上回りました。また、平成27年7月には同社の米国子会社であるFCTI, Inc.が7-Eleven, Inc.との間で、平成29年7月以降に米国セブン・イレブン店舗内のATMの設置運営を行う契約を締結いたしました。

カード事業会社2社におけるクレジットカード事業につきましては、株式会社セブン・カードサービスが発行する「セブンカード・プラス」と株式会社セブンCSカードサービスが発行する「クラブ・オン/ミレニアムカード セゾン」の取扱高はショッピングを中心に前年度を上回って推移いたしました。電子マネー事業につきましては、株式会社セブン・カードサービスが「nanaco」のグループ内外への拡大を積極的に推進した結果、当連結会計年度末時点の発行総件数は4,542万件（前年度末比825万件増）となり、利用可能店舗数は約215,300店舗（同約47,600店舗増）となりました。

⑥ 通信販売事業

通信販売事業における営業収益は1,587億3千2百万円（前年度比14.6%減）、84億5千1百万円の営業損失となりました。

株式会社ニッセンホールディングスは、平成27年8月に早期黒字化に向けた経営合理化策を発表し、収益性の改善に努めるとともにグループシナジー効果の実現に向けた取り組みを進めました。

⑦ その他の事業

その他の事業における営業収益は615億8千2百万円（前年度比14.3%増）、営業利益は55億5千9百万円（同51.5%増）となりました。

なお、平成27年2月に完全子会社化した株式会社バーニーズジャパンにつきましては、当連結会計年度よりその他の事業セグメントに含めております。

⑧ 消去および当社

消去および当社（調整額）における営業損失は105億7千8百万円となりました。

当社グループで推進しているオムニチャネル戦略におきまして、販売促進費やソフトウェアに係る減価償却費等のグループ全体に係る費用につきましては消去および当社にて計上しております。

事業部門別営業収益

事業部門	営業収益
コンビニエンスストア事業	2,675,890
スーパーストア事業	2,060,516
百貨店事業	884,716
フードサービス事業	83,839
金融関連事業	192,487
通信販売事業	158,732
その他の事業	61,582
消去および当社	△72,061
合計	6,045,704

- (注) 1. 株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.における加盟店売上を含めた「グループ売上」は、10兆7,030億6千4百万円であります。
2. 「消去および当社」は、事業部門間取引消去額と当社の営業収益の合計額であります。

(2) 設備投資および資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、3,992億4百万円となりました。これらに必要な資金は、金融機関からの借入金、社債の発行および自己資金により充ちたしました。

なお、当社は平成27年6月17日に1,200億円の無担保社債を発行しております。

事業部門	設備投資額
コンビニエンスストア事業	238,372
スーパーストア事業	81,354
百貨店事業	17,515
フードサービス事業	1,853
金融関連事業	33,422
通信販売事業	4,766
その他の事業	3,678
全社(共通)	18,240
合計	399,204

- (注) 1. 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。
2. 「全社(共通)」は当社の設備投資額であります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
	(平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)	(平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)	(平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	(平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)
営 業 収 益	4,991,642	5,631,820	6,038,948	6,045,704
当 期 純 利 益	138,064	175,691	172,979	160,930
1株当たり当期純利益	156.26	198.84	195.66	182.02
総 資 産	4,262,397	4,811,380	5,234,705	5,441,691
純 資 産	1,994,740	2,221,557	2,430,917	2,505,182
1株当たり純資産額	2,140.45	2,371.92	2,601.23	2,683.11

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

② 事業部門別財産および損益の状況の推移

事 業 部 門	項 目	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
		(平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)	(平成25年3月1日から 平成26年2月28日まで)	(平成26年3月1日から 平成27年2月28日まで)	(平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)
コンビニエンスストア事業	営業収益	1,899,573	2,529,694	2,727,780	2,675,890
	営業利益	221,764	257,515	276,745	304,110
	総資産	1,370,292	1,630,826	1,927,221	1,982,681
スーパーストア事業	営業収益	1,994,588	2,009,409	2,012,176	2,060,516
	営業利益	25,491	29,664	19,340	7,234
	総資産	967,887	1,000,318	1,040,068	1,047,824
百貨店事業	営業収益	884,028	871,132	875,027	884,716
	営業利益	8,029	6,590	7,059	3,832
	総資産	517,075	501,856	495,961	485,700
フードサービス事業	営業収益	78,361	78,566	80,980	83,839
	営業利益	721	604	44	917
	総資産	21,843	22,398	26,307	25,200
金融関連事業	営業収益	144,355	158,826	178,221	192,487
	営業利益	37,425	44,902	47,182	49,697
	総資産	1,716,745	1,798,059	1,871,705	1,929,839
通信販売事業	営業収益	—	—	185,802	158,732
	営業利益	—	—	△7,521	△8,451
	総資産	—	103,437	105,717	81,941
その他の事業	営業収益	50,210	50,492	53,897	61,582
	営業利益	3,886	2,166	3,669	5,559
	総資産	168,047	169,602	207,073	186,078

(注) 「通信販売事業」につきましては、平成26年2月28日をみなし取得日としているため、第9期においては貸借対照表のみを連結しております。

(4) 企業再編行為等

該当事項はありません。

(5) 重要な子会社の状況（平成28年2月29日現在）

① 重要な子会社の状況

事業部門	会社名	資本金	出資比率
コンビニエンスストア事業	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	17,200百万円	100.0%
	7 - E l e v e n , I n c . [米 国]	13千米ドル	100.0%
スーパーストア事業	株式会社イトーヨーカ堂	40,000百万円	100.0%
	株式会社ヨークベニマル	9,927百万円	100.0%
百貨店事業	株式会社そごう・西武	10,000百万円	100.0%
フードサービス事業	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	3,000百万円	100.0%
金融関連事業	株式会社セブン銀行	30,514百万円	45.8%
通信販売事業	株式会社ニッセンホールディングス	11,873百万円	50.7%

(注) 1. 7-Eleven, Inc.、株式会社セブン銀行および株式会社ニッセンホールディングスに対する出資比率は間接所有によるものであります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	680,212百万円	1,941,937百万円
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	585,961百万円	

② その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

③ 連結子会社および持分法適用会社

連結子会社は120社、持分法適用会社は26社であります。

(6) 対処すべき課題

① 次期の見通し

次期の見通しにつきましては、政府の景気対策等の効果を引き続き見込むものの、平成29年4月には消費税増税が予定されるなど、個人消費の動向につきましては先行きに対して不透明な状態が想定されます。

このような環境の中、当社グループにおきましては過去の発想にとらわれない新しい挑戦を推進するとともに、付加価値の高い商品やサービスの提供と接客力の向上により質を重視した経営を実践してまいります。加えて、地域および個店毎の商圈特性に合わせた売場づくりを実践し、きめ細かくお客様のニーズに対応することを目的として、本部が主導する過去のチェンストア理論から脱却し、店舗が主体となった個店の運営を実施してまいります。

また、グループシナジー効果の最大化を図るべく、「成長の第2ステージ」に向けたグループ横断的な取り組みとしてオムニチャンネル戦略を更に推進してまいります。様々な業態に亘る国内約20,000店の店舗網を擁する当社グループの優位性を活かした新しい買い物体験の提供を目指してまいります。当社および各事業会社におきましては、グループ統合ポータルサイト「omni7」を通じ、付加価値の高い商品の販売やサービスの拡充を推進し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。また、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の売上高は1兆2,000億円（前年度比19.9%増）を計画しております。

国内のコンビニエンスストア事業の株式会社セブン・イレブン・ジャパンにつきましては、高齢化や単身世帯の増加、中小小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、「近くて便利」なお店への更なる進化を目指してまいります。店舗面では、既存エリアへの新規出店強化に加え、地域のお客様への更なる利便性提供とドミナント強化を目的とした既存店舗の立地移転を積極的に推進し、過去最高となる1,800店舗を出店してまいります。商品面では、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、お客様の潜在ニーズを捉えた新しい商品や地域のお客様の嗜好に合わせた商品の開発にも注力してまいります。

海外のコンビニエンスストア事業につきましては、北米の7-Eleven, Inc.はファスト・フード商品とプライベートブランド商品「セブンセレクト」の開発および販売に注力するとともに、ドミナントエリアにおける新規出店と自営店のフランチャイズ化を推進してまいります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂につきましては、平成27年10月および平成28年3月に発表した事業構造改革を実行し、過去のチェーンストア理論から脱却し店舗を主体とする運営を推進してまいります。食品の強化を軸に個店毎の商圈に合わせた売場構成への転換を進めるとともに、プライベートブランド商品の開発および接客販売の強化による販売力の向上、地域特性に対応した品揃えを実践し、既存店の活性化に注力してまいります。加えて、今後計画している40店舗の閉店のうち、平成29年2月期におきましては20店舗の閉店を実施することにより収益性の改善を図ってまいります。また、株式会社ヨークベニマルにつきましては、子会社である株式会社ライフフーズと連携して生鮮食品とデリカテッセンでの差別化を徹底し、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、既存店の活性化とドミナント出店に取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武につきましては、商品面では自主企画商品ならびに自主編集売場の取り組み強化およびオムニチャネルを活用した価値ある商品の拡充による差別化を実行し、店舗面におきましては西武池袋本店をはじめとする基幹店の営業力を一層強化するとともに、地方店においては地域に根ざした品揃え強化等による活性化を図ってまいります。また、平成28年3月に発表した事業構造改革に基づき、本部要員の適正化や商品部ならびに販売部の体制見直し等の組織改革を進めることに加え、業績改善が見込めない西武旭川店およびそごう柏店につきましては、同年9月末日をもって閉店し収益性の改善を進めてまいります。

フードサービス事業の株式会社セブン&アイ・フードシステムズにつきましては、引き続き付加価値の高いメニューの強化や接客力の向上による収益性の改善に取り組んでまいります。

通信販売事業の株式会社ニッセンホールディングスにつきましては、平成27年8月に発表した経営合理化策を推進し収益性の改善に努めるとともにグループシナジー効果の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

② 経営課題

当社は、「新しい今日がある」をグループのブランドメッセージとして新しいライフスタイルの創造、提案をするこれまでにない魅力を持った新しい流通サービスを目指し、社会・経済環境の変化に迅速に対応するとともに、多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化を推進し、グループ企業価値の最大化を推進してまいります。その目的達成のため、以下の行為計画を掲げております。

- I. リアル店舗とネットの融合を目指したオムニチャネル戦略の推進
 - i 新しい価値ある商品の開発
 - ii マーケットの変化に対応した売場
 - iii 上質な接客サービスの提供
- II. 地域特性に対応した品揃えと売場の実現
- III. 個店が主体となる運営体制の構築
- IV. グループ機能の高度化
 - i 調達、物流、商品開発、販売等における、マーチャンダイジング面でのシナジー効果の追求
 - ii 高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合
 - iii 知的財産の一元管理
 - iv CSRを重視した企業行動の徹底

特に、シナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発を行っている「グループMD改革プロジェクト」において、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。更に、オムニチャネル戦略はグループの「成長の第2ステージ」を牽引する、大きなシナジーを実現する戦略として推進してまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

③ CSRに関する取り組み

当社は、社会課題の多様化、事業領域の拡大などの社会変化を踏まえ、これまでのCSR活動の検証を行うとともに、ステークホルダーとの対話を通じて当社が注力すべき重点課題の特定を行い、グループのCSR活動の方向性をより明確にしました。本業を通じて、これら重点課題や、社会と企業の双方に価値を生み出すCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）に積極的に取り組むことで持続可能な社会、持続可能な成長を目指してまいります。

5つの重点課題

- ・ 高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
- ・ 商品や店舗を通じた安全・安心の提供
- ・ 商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
- ・ 社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
- ・ お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

(7) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする147社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業、金融関連事業および通信販売事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

事業部門	主な会社名
コンビニエンスストア事業 (52社)	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、 セブン・イレブン（中国）投資有限公司、セブン・イレブン北京有限公司、 セブン・イレブン天津有限公司、セブン・イレブン成都有限公司、 SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC.、SEJ Asset Management & Investment Company、 山東衆邸便利生活有限公司※1、タワーベーカーリー株式会社※1
スーパーストア事業 (28社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社丸大、 華糖洋華堂商業有限公司、成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート、 株式会社サンエー、株式会社オッシュマンズ・ジャパン、株式会社赤ちゃん本舗、 株式会社セブン美のガーデン、アイワイフーズ株式会社、株式会社ライフフーズ、 イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司、株式会社セブンファーム、 株式会社ダイイチ※1、株式会社天満屋ストア※1
百貨店事業 (13社)	株式会社そごう・西武、株式会社ロフト、株式会社シェルガーデン、 株式会社池袋ショッピングパーク、株式会社八ヶ岳高原ロッジ、 株式会社ごつつお便、株式会社地域冷暖房千葉
フードサービス事業 (1社)	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ
金融関連事業 (9社)	株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス、 株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービス、 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター、FCTI, Inc.※2
通信販売事業 (22社)	株式会社ニッセンホールディングス、株式会社ニッセン、シャディ株式会社、 ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社※1
その他の事業 (21社)	株式会社セブン&アイ・ネットメディア、株式会社セブンネットショッピング、 株式会社セブン&アイ出版、株式会社IYリアルエステート、株式会社ヨーク警備、 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、 株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブン・ミールサービス、 株式会社テルベ、株式会社モール・エスシー開発、 株式会社セブンカルチャーネットワーク、株式会社パーニーズジャパン、 アイング株式会社※1、ぴあ株式会社※1、タワーレコード株式会社※1、 株式会社バルス※1

(注) ※1. 山東衆邸便利生活有限公司、タワーベーカーリー株式会社、株式会社ダイイチ、株式会社天満屋ストア、ニッセン・ジー・イー・クレジット株式会社、アイング株式会社、ぴあ株式会社、タワーレコード株式会社および株式会社バルスは関連会社であります。

※2. Financial Consulting & Trading International, Inc.は、平成27年10月1日付でFCTI, Inc.に商号を変更いたしました。

(8) 主要な営業所 (平成28年2月29日現在)

① 当社

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 重要な子会社

(コンビニエンスストア事業)

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 501店舗

7-Eleven, Inc.

- ・本店 米国テキサス州
- ・自営店舗 1,748店舗

(注) 7-Eleven, Inc.の自営店舗数は平成27年12月末現在の店舗数であります。

(スーパーストア事業)

株式会社イトーヨーカ堂

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 182店舗

株式会社ヨークベニマル

- ・本店 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- ・自営店舗 205店舗

(百貨店事業)

株式会社そごう・西武

- ・本店 東京都千代田区二番町5番地25
- ・自営店舗 23店舗

(フードサービス事業)

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・墨田事務所 東京都墨田区八広一丁目25番12号
- ・自営店舗 851店舗

(金融関連事業)

株式会社セブン銀行

- ・本店 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

(通信販売事業)

株式会社ニッセンホールディングス

- ・本店 京都府京都市南区西九条院町26番地

(9) 従業員の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前年度末比増減
コンビニエンスストア事業	24,161名	382名(減)
スーパーストア事業	17,525名	368名(減)
百貨店事業	6,208名	24名(減)
フードサービス事業	1,416名	44名(増)
金融関連事業	1,568名	120名(増)
通信販売事業	1,281名	144名(減)
その他の事業	1,289名	8名(減)
全社(共通)	545名	90名(増)
合計	53,993名	672名(減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー91,467名(月間163時間換算による月平均人数)を雇用しております。
3. 「全社(共通)」は当社の従業員数であります。
4. 通信販売事業の従業員数の減少は、主に株式会社ニッセンの事業構造改革に伴う人員削減によるものであります。

② 当社の従業員の状況

	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	395名	64名(増)	45歳 9ヶ月	19年 10ヶ月
女性	150名	26名(増)	39歳 3ヶ月	15年 9ヶ月
合計または平均	545名	90名(増)	43歳 11ヶ月	18年 8ヶ月

- (注) 1. 当社の従業員数は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー24名(月間163時間換算による月平均人数)を雇用しております。
3. 従業員数の増加は、主にオムニチャネルの構築によるものであります。

(10) **主要な借入先の状況** (平成28年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	144,752
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	128,229
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	75,020

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年2月29日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 886,441,983株
 （注）発行済株式の総数には、自己株式2,268,146株を含んでおります。
 (3) 株主数 82,406名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
伊 藤 興 業 株 式 会 社	68,901	7.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	45,305	5.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,978	4.7
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	23,199	2.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	17,664	2.0
伊 藤 雅 俊	16,799	1.9
三 井 物 産 株 式 会 社	16,222	1.8
野 村 證 券 株 式 会 社	13,785	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	12,267	1.4
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 1 0	11,466	1.3

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（平成28年2月29日現在）

新株予約権の名称		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		平成20年7月8日	平成20年7月8日
新株予約権の数		159個※1	958個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,900株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 95,800株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 307,000円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成21年5月1日から 平成40年8月6日まで	平成21年8月7日から 平成50年8月6日まで
行使の条件		※3	※3
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 129個 目的となる株式の種類と数 普通株式 12,900株 保有者数 3名	新株予約権の数 187個 目的となる株式の種類と数 普通株式 18,700株 保有者数 7名
新株予約権の名称		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		平成21年5月28日	平成21年5月28日
新株予約権の数		240個※1	1,297個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 129,700株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 204,500円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成22年2月28日から 平成41年6月15日まで	平成22年2月28日から 平成51年6月15日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 183個 目的となる株式の種類と数 普通株式 18,300株 保有者数 4名	新株予約権の数 229個 目的となる株式の種類と数 普通株式 22,900株 保有者数 6名

新株予約権の名称		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成22年5月27日	平成22年6月15日
新株予約権の数		211個※1	1,144個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 21,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 114,400株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 185,000円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成23年2月28日から 平成42年6月16日まで	平成23年2月28日から 平成52年7月2日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 161個 目的となる株式の種類と数 普通株式 16,100株 保有者数 4名	新株予約権の数 104個 目的となる株式の種類と数 普通株式 10,400株 保有者数 5名
新株予約権の名称		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		平成23年5月26日	平成23年5月26日
新株予約権の数		259個※1	1,280個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 25,900株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 128,000株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 188,900円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成24年2月29日から 平成43年6月15日まで	平成24年2月29日から 平成53年6月15日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 243個 目的となる株式の種類と数 普通株式 24,300株 保有者数 5名	新株予約権の数 113個 目的となる株式の種類と数 普通株式 11,300株 保有者数 4名

新株予約権の名称		第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成24年6月5日	平成24年6月5日
新株予約権の数		270個※1	1,261個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 27,000株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 126,100株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 216,400円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成25年2月28日から 平成44年7月6日まで	平成25年2月28日から 平成54年7月6日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 254個 目的となる株式の種類と数 普通株式 25,400株 保有者数 6名	新株予約権の数 104個 目的となる株式の種類と数 普通株式 10,400株 保有者数 3名
新株予約権の名称		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		平成25年7月4日	平成25年7月4日
新株予約権の数		249個※1	1,105個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,900株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 110,500株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 345,700円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成26年2月28日から 平成45年8月7日まで	平成26年2月28日から 平成55年8月7日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有状況	取締役 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 234個 目的となる株式の種類と数 普通株式 23,400株 保有者数 6名	新株予約権の数 96個 目的となる株式の種類と数 普通株式 9,600株 保有者数 3名

新株予約権の名称		第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日		平成26年7月3日	平成26年7月3日
新株予約権の数		240個※1	1,028個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 24,000株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 102,800株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 388,500円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成27年2月28日から 平成46年8月6日まで	平成27年2月28日から 平成56年8月6日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有 状況	取締役 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 226個 目的となる株式の種類と数 普通株式 22,600株 保有者数 6名	新株予約権の数 90個 目的となる株式の種類と数 普通株式 9,000株 保有者数 4名
新株予約権の名称		第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日		平成27年7月7日	平成27年7月7日
新株予約権の数		281個※1	1,018個※2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,100株※1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 101,800株※2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 533,000円	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成28年2月29日から 平成47年8月5日まで	平成28年2月29日から 平成57年8月5日まで
行使の条件		※4	※4
役員 の 保有 状況	取締役 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 281個 目的となる株式の種類と数 普通株式 28,100株 保有者数 8名	新株予約権の数 85個 目的となる株式の種類と数 普通株式 8,500株 保有者数 3名

(注) ※1. 当社取締役に交付された時点における総数を記載しております。

※2. 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に交付された時点における総数を記載しております。

- ※3. 行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
 - (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ※4. 行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
 - (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
 - (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の内容の概要等

新株予約権の名称		第16回新株予約権
使用人等への 交付状況	当社の使用人 (当社の役員を兼ねている 者を除く)	新株予約権の数 182個 目的となる株式の種類と数 普通株式 18,200株 交付者数 13名
	当社の子会社の役員および 使用人 (当社の役員または使用人 を兼ねている者を除く)	新株予約権の数 751個 目的となる株式の種類と数 普通株式 75,100株 交付者数 98名

(注) 第16回新株予約権の内容の概要は、「(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（平成28年2月29日現在）」に記載のとおりです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成28年2月29日現在）

会社における位	氏名	会社における担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木敏文	当社最高経営責任者（CEO） 株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 7-Eleven, Inc.取締役会長 SEVEN-ELEVEN HAWAII, INC.取締役会長 株式会社トーハン取締役
代表取締役社長	村田紀敏	当社最高執行責任者（COO）
取締役	後藤克弘	当社最高管理責任者（CAO） 当社情報管理室長 株式会社イトーヨーカ堂取締役 株式会社そごう・西武取締役
取締役	伊藤順朗	当社CSR統括部シニアオフィサー 株式会社ヨークベニマル監査役
取締役	高橋邦夫	当社最高財務責任者（CFO） 当社財務企画部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長
取締役	清水明彦	当社経理部シニアオフィサー 株式会社セブン銀行取締役 株式会社ヨークマート監査役
取締役	鈴木康弘	当社最高情報責任者（CIO） 株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長
取締役	井阪隆一	株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長最高執行責任者（COO） 7-Eleven, Inc.取締役
取締役	安齋隆	株式会社セブン銀行代表取締役会長
取締役	大高善興	株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者（CEO）
取締役	ジョセフ・マイケル・デピント	7-Eleven, Inc.取締役社長CEO Brinker International, Inc.取締役
取締役	スコット・トレバー・デイヴィス	立教大学経営学部国際経営学科教授 株式会社ニッセンホールディングス社外監査役 株式会社ブリヂストン社外取締役 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役
取締役	月尾嘉男	株式会社月尾研究機構代表取締役

会社における位 地	氏名	会社における担当および重要な兼職の状況
取締役	伊藤 邦雄	一橋大学大学院商学研究科特任教授 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 住友化学株式会社社外取締役 小林製薬株式会社社外取締役 東レ株式会社社外取締役
取締役	米村 敏朗	ユニゾホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	江口 雅夫	株式会社セブン・イレブン・ジャパン監査役 株式会社イトーヨーカ堂監査役
常勤監査役	早川 忠雄	
監査役	鈴木 洋子	弁護士 株式会社イトーヨーカ堂社外監査役
監査役	藤沼 亜起	公認会計士 野村ホールディングス株式会社社外取締役 野村証券株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役 武田薬品工業株式会社社外監査役 住友生命保険相互会社社外取締役
監査役	ルディー 和子 (本名：桐山 和子)	ウィトン・アクトン有限会社代表取締役 立命館大学大学院経営管理研究科教授 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役

- (注) 1. 野村秀雄氏は、平成27年5月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
2. 取締役スコット・トレバー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鈴木洋子、藤沼亜起およびルディー和子の各氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役江口雅夫および監査役藤沼亜起の各氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役江口雅夫氏は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの会計管理本部において通算10年以上にわたり会計業務に従事しておりました。
 - ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

6. 平成28年2月29日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
最高経営責任者（CEO）	鈴木 敏 文
最高執行責任者（COO）	村 田 紀 敏
常務執行役員 最高管理責任者（CAO）	後 藤 克 弘
執 行 役 員	伊 藤 順 朗
執 行 役 員 最高財務責任者（CFO）	高 橋 邦 夫
執 行 役 員	清 水 明 彦
執 行 役 員 最高情報責任者（CIO）	鈴 木 康 弘
常 務 執 行 役 員	亀 井 淳
常 務 執 行 役 員	松 本 隆
常 務 執 行 役 員	大久保 恒 夫

地 位	氏 名
執 行 役 員	田 中 吉 寛
執 行 役 員	土 佐 谷 政 孝
執 行 役 員	早 田 和 代
執 行 役 員	粟 飯 原 勝 胤
執 行 役 員	佐 藤 誠 一 郎
執 行 役 員	松 本 忍
執 行 役 員	野 口 久 隆
執 行 役 員	山 口 公 義
執 行 役 員	永 松 文 彦

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	対象となる役員の数(名)	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型 ストック・オプション報酬
取締役 (社外取締役を除く)	12	417	204	63	149
社外取締役	4	46	46	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	3	34	34	—	—
社外監査役	3	33	33	—	—

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)には、平成27年5月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した1名を含んでおります。
2. 監査役(社外監査役を除く)には、平成27年5月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって辞任した1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
4. 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内(ただし、使用人分の給与は含まない)、監査役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。
5. 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役(社外取締役を除く)8名に対するものです。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は10百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 以下の2社を除き、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役スコット・トレバー・デイヴィス氏の兼職先である株式会社ニッセンホールディングスは、当社が同社株式を間接保有する子会社であります。
 - ・監査役鈴木洋子氏の兼職先である株式会社イトーヨーカ堂は、当社が同社の全株式を直接保有する子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況
(社外取締役)

当事業年度において、当社取締役会は14回開催されましたが、スコット・トレバー・デイヴィス氏は14回、月尾嘉男氏は12回、伊藤邦雄氏は12回、米村敏朗氏は13回、それぞれ出席し、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、月尾嘉男氏は主にメディア政策の見地から、伊藤邦雄氏は主に会計学および経営学の見地から、米村敏朗氏は主に危機管理的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

当事業年度において、当社取締役会は14回開催されましたが、鈴木洋子氏は14回、藤沼亜起氏は13回、ルディー和子氏は14回、それぞれ出席し、また、当事業年度に22回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は22回、藤沼亜起氏は20回、ルディー和子氏は20回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律の見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門の見地から、ルディー和子氏は主にマーケティング論の見地から、適宜質問し、意見を述べております。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時にミーティングを行い、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について率直な意見交換を行っております。また、各社外役員は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	802 百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	848

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、オムニチャネルサービスに関する助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社監査役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出することを決定いたします。

なお、上記には当事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 当社および当社グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理いたします。
- ② 当社および当社グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、当社の情報管理統括責任者が、当社情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締り会および監査役に報告を行います。

- ③ 当社および当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、当社の情報管理統括責任者に報告するものとします。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役会および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
- ② 当社の取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 当社の取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

(5) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

- (6) **当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置くものとします。
- (7) **当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項**
監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。
- (8) **当社監査役への報告に関する体制**
- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとします。
- ② 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
当社グループ各社の取締役、監査役および使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、当社の情報管理統括責任者を通じて、当社監査役に報告するものとします。
また、当社グループ各社の取締役および使用人は、当社グループ各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内ルール等に違反する行為および当社グループに対する社会の信頼を失う可能性がある行為を発見したときは、いつでも公益通報の意義をも有するヘルプラインに通報することができ、当社CSR統括委員会は、その運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。
- (9) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう社内規程に定めを置き、適切に運用します。
- (10) **当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

(11) **その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 当社の監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができますものとします。
- ③ 当社の監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) **当社における企業統治の状況**

当社の取締役会は、15名の取締役（うち4名は独立社外取締役）で構成されています。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む19名の執行役員は業務を執行しています。当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当事業年度は14回開催され、当社および当社グループ各社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

監査役会は5名の監査役（うち3名は独立社外監査役）で構成されており、監査役制度を軸に経営をモニタリングしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社、事業会社における業務・財産の状況調査を実施しています。また、事業会社の取締役、監査役と情報共有等を図り、取締役の職務の執行を厳しく監査するとともに会計監査人と情報交換を行い、会計監査における緊密な連携を図っています。

社外取締役・社外監査役は、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性と適正性を確保するための助言や提言を実施しているほか、取締役等とのミーティングで会社の経営やコーポレート・ガバナンス等について意見交換をすることにより、業務執行を監督・監査しています。

(2) **内部監査部門における取組み**

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、独立した内部監査部門として、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しています。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である当社自体を監査する内部監査機能が、これらの業務にあたっています。「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。

(3) 内部監査部門、監査役監査、および会計監査の相互連携等

当社は、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。同ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取組み

当社は、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を設置しています。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレート・ガバナンスの強化を図っています。

●CSR統括委員会

当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、当社CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用しております。

C S R統括委員会では、様々なステークホルダーに「信頼される、誠実な企業でありたい」という社是に基づいて、「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」の遵守と、事業活動を通じた社会課題の解決に貢献し、社会とグループの持続的成長を目指すことを目的に活動しています。この目的を達成するために、委員会の傘下に「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」を設置し、各部会においてグループの事業特性を考慮して取り組むべき主要課題に優先順位をつけ、課題解決策を立案・実行しており、社外に独立した窓口を設置したヘルプラインの整備・運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの整備・周知等を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図っています。

●リスクマネジメント委員会

当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会では、事業の継続を脅かし、持続的成長の妨げになるすべての事象をリスクとして認識し、包括的かつ統合的なリスク管理の強化に努めています。

当事業年度は、特にリスク管理と経営管理の連携強化を推し進めるべく、経営管理の重要指標となりうるリスク評価基準・手法の確立に注力するとともに、グループが現に直面する課題の解決に向けて、関係部門と連携して取り組みました。

●情報管理委員会

情報管理委員会では、情報管理上の課題を統括することを目的に活動しています。

当事業年度は、情報を切り口にしたガバナンスおよびコンプライアンスの強化を図るとともに、お客様の個人情報の保護に対する社会の関心の高まりを背景に、情報セキュリティにおける体制の強化に引き続き取り組み、また、グループ内でお客様の個人情報を取り扱う部署では、セキュリティ認証（ISO27001）の取得に向けて取り組んでいます。

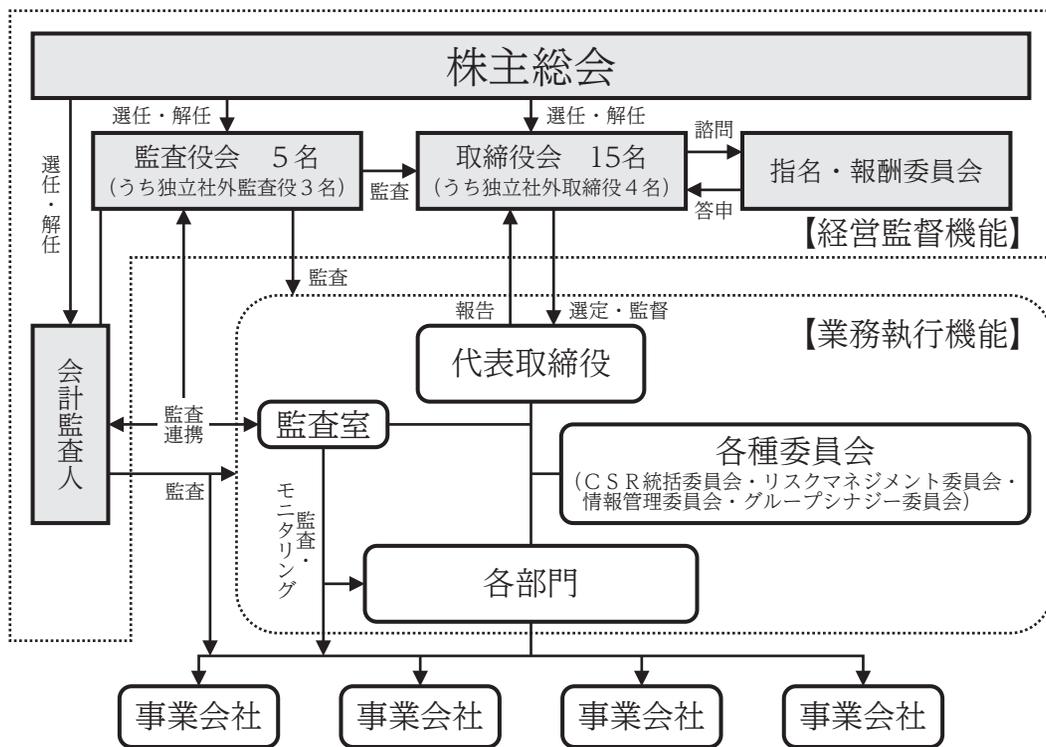
●グループシナジー委員会

グループシナジー委員会は、オムニチャネル、システム、販売促進、マーチャンダイジング、建築設備の5部会で構成されています。グループ戦略であるオムニチャネルの始動・発展に向けての進捗の共有と確認を行うとともに、各事業会社が培ってきた「商品開発」「プロモーション」等を共有して、プライベートブランド「セブンプレミアム」に代表される安全・安心かつ便利で高品質な商品・サービスを生み出しています。また、グループのスケールメリットを活かし、商材・資材・備品等の共同購買によるコストダウンに努めています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社の平成28年3月8日時点におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

なお、当社は、平成28年3月8日、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において、代表取締役、取締役、監査役および執行役員（以下「役員等」といいます。）の指名および報酬等について審議することにより、社外役員の知見および助言を活かすとともに役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。



- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、特段の記載のない限り、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表 (平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,249,966	流動負債	1,880,903
現金及び預金	1,099,990	支払手形及び買掛金	413,582
コーポレート	10,000	短期借入金	130,782
受取手形及び売掛金	354,554	一年内償還予定の社債	40,000
営業貸付金	86,877	一年内返済予定の長期借入金	101,329
有価証券	80,000	未払法人税等	44,744
商品及び製品	208,580	未払費用	108,696
仕掛品	27	預り金	157,530
原材料及び貯蔵品	3,579	A T M 仮受金	48,366
前払費用	48,849	販売促進引当金	21,530
A T M 仮払金	91,725	賞与引当金	13,432
繰延税金資産	38,866	役員賞与引当金	362
その他	232,319	商品券回収損引当金	2,063
貸倒引当金	△5,404	返品調整引当金	142
固定資産	3,191,716	銀行業における預金	518,127
有形固定資産	1,972,355	その他	280,211
建物及び構築物	868,020	固定負債	1,055,605
工具、器具及び備品	302,482	社債	399,994
車両運搬具	838	長期借入金	360,864
土地	746,729	繰延税金負債	64,859
リース資産	12,123	役員退職慰労引当金	2,010
建設仮勘定	42,161	退職給付に係る負債	8,564
無形固定資産	545,670	長期預り金	56,574
のれん	313,667	資産除去債務	72,034
ソフトウェア	74,044	その他	90,702
その他	157,959	負債合計	2,936,508
投資その他の資産	673,690	(純資産の部)	
投資有価証券	141,371	株主資本	2,289,557
長期貸付金	15,795	資本金	50,000
長期差入保証金	395,979	資本剰余金	527,474
建設協力立替金	6,340	利益剰余金	1,717,771
退職給付に係る資産	26,059	自己株	△5,688
繰延税金資産	27,636	その他の包括利益累計額	82,716
その他	64,852	その他有価証券評価差額金	20,655
貸倒引当金	△4,345	繰延ヘッジ損益	33
繰延資産	7	為替換算調整勘定	70,927
開業費	7	退職給付に係る調整累計額	△8,900
資産合計	5,441,691	新株予約権	2,995
		少数株主持分	129,912
		純資産合計	2,505,182
		負債純資産合計	5,441,691

連結損益計算書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 益			6,045,704
売 上 高			4,892,133
売 上 原 価			3,803,968
営 業 総 利 益			1,088,164
営 業 収 入			1,153,571
営 業 総 利 益			2,241,736
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,889,415
営 業 利 益			352,320
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,360		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,958		
そ の 他	3,975		12,293
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	6,955		
社 債 利 息	2,604		
為 替 差 損	922		
そ の 他	3,965		14,448
経 常 利 益			350,165
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	2,171		
受 取 補 償 金	2,849		
そ の 他	1,081		6,103
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損	11,557		
減 損 損 失	22,691		
事 業 構 造 改 革 費 用	10,695		
そ の 他	7,548		52,493
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			303,775
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	124,031		
法 人 税 等 調 整 額	11,062		135,094
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			168,681
少 数 株 主 利 益			7,751
当 期 純 利 益			160,930

連結株主資本等変動計算書 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年3月1日残高	50,000	527,470	1,622,090	△5,883	2,193,677
会計方針の変更による累積的影響額			21		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	527,470	1,622,111	△5,883	2,193,698
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△66,309		△66,309
当期純利益			160,930		160,930
自己株式の取得				△28	△28
自己株式の処分		4		224	228
その他			1,039	△0	1,038
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	4	95,659	195	95,858
平成28年2月29日残高	50,000	527,474	1,717,771	△5,688	2,289,557

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年3月1日残高	21,571	557	80,342	3,512	105,985	2,427	128,827	2,430,917
会計方針の変更による累積的影響額								21
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,571	557	80,342	3,512	105,985	2,427	128,827	2,430,938
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△66,309
当期純利益								160,930
自己株式の取得								△28
自己株式の処分								228
その他								1,038
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△916	△523	△9,414	△12,413	△23,268	567	1,085	△21,615
連結会計年度中の変動額合計	△916	△523	△9,414	△12,413	△23,268	567	1,085	74,243
平成28年2月29日残高	20,655	33	70,927	△8,900	82,716	2,995	129,912	2,505,182

貸借対照表 (平成28年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,471	流動負債	158,744
現金及び預金	426	一年内償還予定の社債	40,000
前払費用	563	関係会社短期借入金	89,006
繰延税金資産	100	リース債務	2,819
未収入金	38,084	未払金	7,827
関係会社預け金	6,108	未払費用	751
その他	1,187	未払法人税等	17,217
固定資産	1,895,465	前受金	163
有形固定資産	9,602	賞与引当金	285
建物及び構築物	2,809	役員賞与引当金	60
器具備品及び運搬具	4,080	その他	611
土地	2,712	固定負債	302,609
無形固定資産	29,081	社債	289,994
ソフトウェア	20,691	関係会社長期借入金	15
リース資産	8,387	繰延税金負債	3,421
その他	1	リース債務	6,140
投資その他の資産	1,856,782	長期預り金	1,485
投資有価証券	32,320	債務保証損失引当金	1,552
関係会社株式	1,730,252	負債合計	461,353
前払年金費用	711	(純資産の部)	
長期差入保証金	2,640	株主資本	1,467,649
関係会社長期預け金	90,000	資本金	50,000
その他	858	資本剰余金	1,246,255
		資本準備金	875,496
		その他資本剰余金	370,759
		利益剰余金	177,034
		その他利益剰余金	177,034
		繰越利益剰余金	177,034
		自己株式	△5,641
		評価・換算差額等	10,484
		その他有価証券評価差額金	10,484
		新株予約権	2,450
資産合計	1,941,937	純資産合計	1,480,584
		負債純資産合計	1,941,937

損益計算書 (平成27年3月1日から 平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金 収 入	102,279	
経 営 管 理 料 収 入	4,623	
業 務 受 託 料 収 入	2,991	
そ の 他	114	110,008
一 般 管 理 費		18,044
営 業 利 益		91,964
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,434	
受 取 配 当 金	482	
そ の 他	67	1,985
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	673	
社 債 利 息	2,604	
社 債 発 行 費 償 却	320	
そ の 他	9	3,608
経 常 利 益		90,341
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	46	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	15,558	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,552	
そ の 他	2,092	19,253
税 引 前 当 期 純 利 益		71,088
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△1,726	
法 人 税 等 調 整 額	11	△1,714
当 期 純 利 益		72,803

株主資本等変動計算書 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成27年3月1日残高	50,000	875,496	370,754	1,246,251	170,541	170,541	△5,836	1,460,955	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△66,309	△66,309		△66,309	
当期純利益					72,803	72,803		72,803	
自己株式の取得							△28	△28	
自己株式の処分			4	4			224	228	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	4	4	6,493	6,493	195	6,693	
平成28年2月29日残高	50,000	875,496	370,759	1,246,255	177,034	177,034	△5,641	1,467,649	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年3月1日残高	11,028	11,028	1,977	1,473,961
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△66,309
当期純利益				72,803
自己株式の取得				△28
自己株式の処分				228
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△543	△543	472	△71
事業年度中の変動額合計	△543	△543	472	6,622
平成28年2月29日残高	10,484	10,484	2,450	1,480,584

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 井 沢 治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 田 中 賢 二 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 野 口 昌 邦 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業を調査し、報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年4月15日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	早川忠雄	Ⓢ
常勤監査役	江口雅夫	Ⓢ
社外監査役	鈴木洋子	Ⓢ
社外監査役	藤沼亜起	Ⓢ
社外監査役	ルディー和子	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、利益成長の確度が高まっていることから、目標連結配当性向を従来の35%から40%へ変更しております。内部留保金につきましては、明確な投資基準に基づいた積極的な既存事業への投資を行うとともに、中長期的視点に基づいた新規事業への投資を実施してまいります。

期末配当に関する事項

第11期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社は平成27年9月1日をもちまして設立10周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめとする関係者皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様に感謝の意を表するため、記念配当として8円を加え、当社普通株式1株につき金46円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は41,114,083,421円となります。

これにより、中間配当金38円50銭を含めました当期の年間配当金は、1株につき85円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（15名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。

当社は平成28年3月8日、役員等の指名および報酬等の決定に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させること等を目的に、「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

指名・報酬委員会は、本総会に上程する取締役選任議案等に関し、平成28年3月下旬から複数回開催され、社内委員が提出した案（以下「原案」といいます。）について、多角的な視点から総合的に検討いたしました。同委員会として結論を得るに至らず、「原案について最終的な結論に達せず、承認されなかったため、取締役会の審議に委ねる」旨をその答申の内容とすることとなりました。

平成28年4月7日開催の取締役会では、慎重な審議の結果、その賛成が出席取締役の過半数に達せず、原案は承認されませんでした。

平成28年4月15日開催の指名・報酬委員会では、このような取締役会決議およびその後生じた新たな与件を踏まえて新役員人事案を組成することとし、本総会終結後の役員新体制案（以下「本案」といいます。）を取締役会に対して答申することを出席委員全員一致の賛成により決定いたしました。平成28年4月19日開催の取締役会において審議の結果、当社取締役会は、出席取締役の全員賛成をもって本案を承認いたしましたので、本議案を付議するものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	い さ か り ゆ う い ち 井 阪 隆 一 (昭和32年10月4日) ※ 15,112株	昭和55年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長（現任） 同社最高執行責任者（COO）（現任） 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) *株式会社セブン・イレブン・ジャパン代表取締役社長 最高執行責任者（COO） *7-Eleven, Inc.取締役
<p>【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったグループ経営に関する幅広い知見を有しており、当社が目指す、多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化の推進によるグループ企業価値の最大化に活かしていただきたいため。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	ごとうかつひろ 後藤 克弘 (昭和28年12月20日) ※ 14,640株	平成元年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役(現任) 当社最高管理責任者(CAO)(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役(現任) 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー 平成26年11月 当社情報管理室長(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社イトーヨーカ堂取締役 *株式会社そごう・西武取締役
【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培った経営管理に関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化(高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合)および新規戦略としてのオムニチャネル戦略等に活かしていただきたいため。		
3	いとうじゅんろう 伊藤 順朗 (昭和33年6月14日) ※ 3,173,003株	平成2年8月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー(現任) 平成27年5月 株式会社ヨークベニマル監査役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社ヨークベニマル監査役
【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったCSRに関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化(CSRを重視した企業行動の徹底)、かつ、グループ経営の円滑な遂行に活かしていただきたいため。		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	たか はし くに お夫 高 橋 邦 夫 (昭和26年1月28日) ※ 7,300株	平成15年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成17年9月 当社執行役員(現任) 当社財務部シニアオフィサー 平成19年3月 当社財務企画部シニアオフィサー(現任) 平成23年5月 当社取締役(現任) 当社最高財務責任者(CFO)(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 *株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長
【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培った財務分野に関する幅広い知見を有しており、当社グループの健全な財政基盤の維持・強化に活かしていただきたいため。		
5	し みず あき ひこ 清 水 明 彦 (昭和27年3月16日) ※ 6,220株	平成6年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成16年5月 同社執行役員 平成17年9月 当社経理部シニアオフィサー(現任) 平成18年1月 当社執行役員(現任) 平成24年5月 当社取締役(現任) 平成25年6月 株式会社セブン銀行取締役(現任) 平成27年5月 株式会社ヨークマート監査役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン銀行取締役 *株式会社ヨークマート監査役
【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培った会計・税務分野に関する幅広い知見を有しており、当社グループの適正な会計・税務規律の維持・強化に活かしていただきたいため。		
6	すず き やす ひろ 鈴 木 康 弘 (昭和40年2月28日) ※ 75,405株	平成11年8月 イー・ショッピング・ブックス株式会社取締役 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成19年12月 株式会社日テレ7取締役 平成20年7月 株式会社セブン&アイ・ネットメディア取締役 平成26年3月 株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長(現任) 当社執行役員(現任) 平成26年12月 当社最高情報責任者(CIO)(現任) 平成27年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長
【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったIT・システムに関する幅広い知見を有しており、当社グループ会社の情報システムの強化に活かしていただきたいため。		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>ふる や かず き 古 屋 一 樹 (昭和25年1月13日)</p> <p>※ 12,600株</p>	<p>昭和57年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成12年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役 平成19年5月 同社専務執行役員 平成21年1月 同社営業本部長兼オペレーション本部長(現任) 平成21年5月 同社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン・イレブン・ジャパン取締役副社長</p> <p>【選任理由】 当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社が目指すグループ機能の高度化(調達、物流、商品開発、販売等における、マーチャンダイジング面でのシナジー効果の追求)に活かしていただきたいため。</p>
8	<p>あん ざい たかし 安 齋 隆 (昭和16年1月17日)</p> <p>※ 7,000株</p>	<p>昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行代表取締役頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 株式会社アイワイバンク銀行(現株式会社セブン銀行)代表取締役社長 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成22年6月 株式会社セブン銀行代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン銀行代表取締役会長</p> <p>【選任理由】 日本銀行等で培った金融政策に関する幅広い知見を有しており、当社金融・財政政策の強化に活かしていただきたいため。</p>
9	<p>おお たか ぜん こう 大 高 善 興 (昭和15年3月1日)</p> <p>※ 1,518,769株</p>	<p>昭和33年4月 株式会社紅丸商店(現株式会社ヨークベニマル)入社 昭和38年10月 株式会社ヨークベニマル常務取締役 昭和59年5月 同社専務取締役 平成6年5月 同社取締役副社長 平成12年5月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社最高執行責任者(COO) 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成27年3月 株式会社ヨークベニマル代表取締役会長(現任) 同社最高経営責任者(CEO)(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社ヨークベニマル代表取締役会長最高経営責任者(CEO)</p> <p>【選任理由】 当社および当社グループ会社の取締役として培ったスーパーストアビジネスおよびマーチャンダイジングに関する幅広い知見を有しており、当社が目指すシナジー効果の追求、業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングへの挑戦に活かしていただきたいため。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
10	ジョセフ・マイケル・デビント (昭和37年11月3日) ※ 6,000株	平成7年9月 Thornton Oil Corporation入社 平成11年6月 同社上級副社長COO 平成14年3月 7-Eleven, Inc.入社 同社部長 平成15年4月 同社副社長オペレーション本部長 平成17年12月 同社取締役社長CEO (現任) 平成22年8月 Brinker International, Inc.取締役 (現任) 平成27年5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *7-Eleven, Inc.取締役社長CEO *Brinker International, Inc.取締役
【選任理由】 米国の当社グループ会社の取締役として培ったフランチャイズビジネスに関する幅広い知見を有しており、当社取締役会における国際的な観点からの助言、および、当社のグローバル経営の推進に活かしていただきたいため。		
11	スコット・トレバー・デイヴィス (昭和35年12月26日) ※ 1,600株	平成2年4月 特殊法人日本労働研究機構専任研究員 平成5年4月 学習院大学経済学部経営学科講師 平成13年4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 平成16年5月 株式会社イトーヨーカ堂社外取締役 平成17年9月 当社社外取締役 (現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂 (新設会社) 社外取締役 平成18年3月 株式会社ニッセン (現株式会社ニッセンホールディングス) 社外監査役 平成18年4月 立教大学経営学部国際経営学科教授 (現任) 平成23年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役 (現任) 平成26年6月 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *立教大学経営学部国際経営学科教授 *株式会社ブリヂストン社外取締役 *損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役
【選任理由】 長年にわたり国際経営学の大学教授を務めるなど高度で国際的な専門知識を有し、その幅広く高度な経営についての知識等を当社の経営に活かしていただきたいため。		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
12	<p>つき お よし お 月 尾 嘉 男 (昭和17年4月26日)</p> <p>※ 0株</p>	<p>昭和63年8月 名古屋大学工学部建築学科教授 平成元年4月 東京大学生産技術研究所第5部客員教授 平成3年4月 東京大学工学部産業機械工学科教授 平成11年4月 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 平成14年12月 総務省総務審議官 平成15年4月 株式会社月尾研究機構代表取締役(現任) 平成15年6月 東京大学名誉教授 平成26年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社月尾研究機構代表取締役</p>
<p>【選任理由】 長年にわたるメディア政策の専門家としての経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため。</p>		
13	<p>い と う く に お 伊 藤 邦 雄 (昭和26年12月13日)</p> <p>※ 0株</p>	<p>平成4年4月 一橋大学商学部教授 平成14年8月 一橋大学大学院商学研究科長・商学部長 平成16年2月 一橋大学副学長・理事 平成17年6月 曙ブレーキ工業株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 一橋大学大学院商学研究科教授 平成20年4月 一橋大学大学院商学研究科MBAコース・ディレクター 一橋大学大学院商学研究科シニア・エグゼクティブ プログラム・ディレクター 平成24年6月 住友化学株式会社社外取締役(現任) 平成25年6月 小林製薬株式会社社外取締役(現任) 平成26年5月 当社社外取締役(現任) 平成26年6月 東レ株式会社社外取締役(現任) 平成27年1月 一橋大学CFO教育研究センター長(現任) 平成27年4月 一橋大学大学院商学研究科特任教授(現任) 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員長(現任) (重要な兼職の状況) *一橋大学大学院商学研究科特任教授 *曙ブレーキ工業株式会社社外取締役 *住友化学株式会社社外取締役 *小林製薬株式会社社外取締役 *東レ株式会社社外取締役</p>
<p>【選任理由】 長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験、適切な監督機能等を当社の経営に活かしていただきたいため。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
14	よね むら とし ろう 米 村 敏 朗 (昭和26年4月26日) ※ 0株	昭和49年4月 警察庁入庁 平成17年8月 警視庁副総監 平成20年8月 警視総監 平成23年6月 常和ホールディングス株式会社社外監査役 平成23年12月 内閣危機管理監 平成26年2月 内閣官房参与 平成26年5月 当社社外取締役(現任) 平成26年6月 常和ホールディングス株式会社(現ユニゾホールディングス株式会社)社外取締役(現任) 平成28年3月 当社指名・報酬委員会委員(現任) (重要な兼職の状況) *ユニゾホールディングス株式会社社外取締役
<p>【選任理由】 警視総監や内閣危機管理監等の要職を歴任された経験を有しており、その幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただきたいため。</p>		

- (注) 1. 古屋一樹氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 安齋 隆氏は、株式会社セブン銀行の代表取締役会長を兼任し、同社は当社の営業の部類に属する取引を行っております。なお、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. スコット・トレバー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、社外取締役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
- 各氏の在任期間等は以下のとおりであります。
- ・スコット・トレバー・デイヴィス氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年8ヶ月となります。
 - ・月尾嘉男氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - ・伊藤邦雄氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
 - ・米村敏朗氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 伊藤邦雄氏が社外取締役に就任しております曙ブレーキ工業株式会社において、平成27年11月に不適切な会計処理の事実が発覚し、調査委員会による調査が行われました。なお、結果として、業績に与える影響は軽微であったため決算の訂正は行われておりません。同氏は、当該事実について事前に認識しておりませんが、日頃から同社の取締役会において内部統制の整備やコンプライアンス機能の強化について提言を行っており、当該事実発覚後は、再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
5. 社外取締役候補者の再任が承認された場合、当社は各社外取締役候補者と責任限定契約を継続する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は28頁に記載のとおりであります。
6. スコット・トレバー・デイヴィス、月尾嘉男、伊藤邦雄および米村敏朗の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、また当社の定める社外役員の独立性基準も満たしております。
7. 上記各候補者の略歴等は、平成28年4月15日現在のものであります。

第3号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社執行役員ならびに当社主要子会社の取締役および執行役員に対する報酬制度に関しては、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬制度を導入いたしておりますが、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを負うことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
 - (1) 本株主総会決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,350個を上限とする。
 - (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。
 - (3) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の総数は、135,000株を上限とする。
対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得事由および条件
イ 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
ロ 当社は、新株予約権者が下記⑨に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができる。
ハ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記⑥に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ロ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ニ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

ホ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記への契約に定めるところによる。

ヘ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑩ その他新株予約権の細目等

上記①から⑨までの細目および①から⑨まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 平成28年5月26日（木曜日）午前10時

場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年5月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年5月25日（水曜日）午後5時30分まで

- ① 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いするようになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

電磁的方法による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株様のご負担となります。
- ② インターネットによる議決権行使は、平成28年5月25日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。）
 - ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 会議室
電話 03-6238-3000



主要交通機関

- | | | | |
|--------------|--------------------|----|-----|
| ・ J R中央線・総武線 | 四ツ谷駅 (麴町口) から | 徒歩 | 約4分 |
| ・ 東京メトロ丸ノ内線 | 四ツ谷駅 (出口1 麴町方面) から | 徒歩 | 約5分 |
| ・ 東京メトロ南北線 | 四ツ谷駅 (出口3 四ツ谷口) から | 徒歩 | 約5分 |
| ・ 東京メトロ有楽町線 | 麴町駅 (出口5) から | 徒歩 | 約4分 |

※ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

※ 本会場が満席となった場合は、別会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりました試供品はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。